

法と経済学会・通常総会

日時：2010年7月11日（日）13:00～13:30

場所：政策研究大学院大学 1階1ABC会議室

次 第

1．開 会

2．議長選任

3．審 議

第1号議案 2009年度事業報告

第2号議案 2009年度収支決算

第3号議案 2010年度事業計画

第4号議案 2010年度収支予算

第5号議案 2010年度役員

4．事務連絡

5．閉 会

資 料

資料1 第1号議案 2009年度事業報告

資料2 第2号議案 2009年度収支決算

資料3 第3号議案 2010年度事業計画

資料4 第4号議案 2010年度収支予算

資料5 第5号議案 2010年度役員

第 1 号議案 2009 年度事業報告

【2009 年度の活動】

法と経済学会は、2009 年度通常総会(2009 年 7 月 5 日)において承認された事業計画に基づき、以下のような活動に取り組んできた。

1. 通常総会の開催

通常総会を 2009 年 7 月 5 日(日) 熊本大学文法棟 B2 教室(熊本県熊本市)にて開催した。

(参加者 198 名 委任状含む)

【審議及び報告事項】

- 第 1 号議案 2008 年度事業報告
- 第 2 号議案 2008 年度収支決算
- 第 3 号議案 会則の改定について
- 第 4 号議案 2009 年度事業計画
- 第 5 号議案 2009 年度収支予算
- 第 6 号議案 2009 年度役員について
- 第 7 号議案 「法と経済学」司法試験選択科目科について

議長として、2009 年度会長林田清明氏が選任された。

その上で、第 1 号議案から第 7 号議案まで、異議無く賛成多数で原案通り承認可決された。

2. 全国大会の開催

2009 年度(第 7 回)全国大会を 2009 年 7 月 4 日(土)~5 日(日)に熊本大学五高記念館他(熊本熊本市)にて開催した。(延参加者 125 名)

(特別講演 1 題、パネルディスカッション 1 題、一般研究発表 16 題)

3. 学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の査読

『法と経済学研究(Law and Economics Review)』への投稿論文の査読を進めた。

4. 法と経済学勉強会の開催

『法と経済学勉強会』として、下記の通り 2 回開催した。

2009 年 7 月 3 日(金)『法学者の琴線に触れやすい「法と経済学」とその一つの具体例』

2009 年 9 月 1 日(火)『消費型所得概念を前提とした場合の相続課税の意義』

5. 教育普及活動

司法試験制度の見直しにあたり、「法と経済学」を論文式筆記試験における独立した選択科目として位置づけられるよう、通常総会において『「法と経済学」司法試験選択科目化に向けての決議』を行うとともに、関係機関に対して「要望書」を提出した。また、法務省のパブリックコメント募集に対して意見提出を行った。

6. 情報提供発信

学会ホームページの更新

適時、学会ホームページのコンテンツの更新を行い、会員への情報提供を行った。

主な更新内容：全国大会梗概集、関連行事の案内、会員名簿の電子出版、その他情報提供学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の論文受付、査読

7. 理事会等の開催

理事会を以下のとおり開催した。

2009年4月22日(金)	企画運営委員会	政策研究大学院大学
2009年6月12日(金)	常務理事会	政策研究大学院大学
2009年7月5日(日)	常務理事会	熊本大学文法棟H210実習室
2009年7月5日(日)	理事会	熊本大学文法棟H210実習室
2009年11月6日(金)	教育普及委員会	政策研究大学院大学
2009年3月26日(金)	企画運営委員会	政策研究大学院大学

8. 会員状況 (2010年3月31日現在)

正会員数 727名(内,一般:619名,学生:108名)

(参考2009年度末正会員数733名(内,一般:626名,学生:99名))

賛助会員数 2社(2口)

以上

第2号議案 法と経済学会 2009 年度収支決算

自 2009年4月1日
至 2010年3月31日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
会費収入	正会員会費収入	4,500,000	2,239,000	2,261,000
	賛助会員会費収入	150,000	30,000	120,000
	会員外参加費等	100,000	400,379	300,379
	会費未収金回収分	0	0	0
	会費未収金(口座振替)	0	0	0
寄付金収入	寄付金収入	40,000	0	40,000
雑収入	受取利息等	10,000	916	9,084
当期収入合計 (a)		4,800,000	2,670,295	2,129,705
前期繰越収支差額		805,699	805,699	0
収入合計 (b)		3,994,301	1,864,596	2,129,705

支出の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
管理費	人件費	2,000,000	2,096,500	96,500
	会議費	500,000	258,779	241,221
	旅費交通費	200,000	286,691	86,691
	通信運搬費	150,000	165,386	15,386
	消耗品費	50,000	23,178	26,822
	印刷費	50,000	13,650	36,350
事業費	機関誌発行費	500,000	0	500,000
	名簿発行費	10,000	0	10,000
	研究会費	500,000	5,555	494,445
予備費	雑費(予備費)	34,301	90,814	56,513
当期支出合計 (c)		3,994,301	2,940,553	1,053,748

当期収支差額 (a)-(c)	805,699	270,258	-
次期繰越収支差額 (b)-(c)	0	1,075,957	-

監査報告

監査の結果、適正に処理されていることを確認いたしました。

2010年 7月 8日

監 事 印

監 事 印

第3号議案 法と経済学会 2010年度事業計画

1. 全国大会、シンポジウム等の開催

会員相互の交流のため、2010年7月に全国大会（政策研究大学院大学）を開催するほか、適宜、シンポジウム、セミナー（法と経済学勉強会）等を開催する。

2. 機関誌の刊行

電子メディアの活用を図りつつ、学会誌「法と経済学会誌(ニュースレター)」を定期的に刊行する。
なお、会員のニーズを踏まえて、必要な場合には印刷発行を行う。

3. 法と経済学に関する学術研究の推進

学術論文の投稿・審査制度を運用し、機関誌「法と経済学研究 (Law and Economics Review)」に掲載するほか、研究会の設置等により、法と経済学に関する学術研究を推進する。

第4号議案 法と経済学会 2010年度収支予算書

自 2010年4月 1日

至 2011年3月31日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	2010年度予算	前年度予算	増減
会費収入	正会員会費収入	4,500,000	4,500,000	0
	賛助会員会費収入	150,000	150,000	0
	会員外参加費等	100,000	100,000	0
寄付金収入	寄付金収入	40,000	40,000	0
雑収入	受取利息等	10,000	10,000	0
当期収入合計 (a)		4,800,000	4,800,000	0
前期繰越収支差額		1,075,957	805,699	270,258
収入合計 (b)		3,724,043	3,994,301	270,258

支出の部				
大科目	中科目	2010年度予算	前年度予算	増減
管理費	人件費	2,000,000	2,000,000	0
	会議費	500,000	500,000	0
	旅費交通費	100,000	200,000	100,000
	通信運搬費	150,000	150,000	0
	消耗品費	50,000	50,000	0
	印刷費	50,000	50,000	0
事業費	機関誌発行費	500,000	500,000	0
	名簿発行費	10,000	10,000	0
	研究会費	300,000	500,000	200,000
予備費	予備費	64,043	34,301	29,742
当期支出合計 (c)		3,724,043	3,994,301	270,258

当期収支差額 (a)-(c)	1,075,957	805,699	-
次繰越収支差額 (b)-(c)	0	0	-

第 5 号議案 2010 年度役員について

副会長選挙(2010.6.21-7.5)の投票結果について、

2010-2011 年度副会長候補 古城誠氏は、信任されました。

法と経済学会・2010-2011 年度役員名簿(案)

(2010 年 7 月 11 日現在、氏名 50 音順・敬称略)

理事・会長	鈴木 興太郎	早稲田大学政治経済学術院教授
理事・副会長	古城 誠	上智大学法学部教授
理事	阿部 泰隆	中央大学総合政策学部教授
理事	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
理事	飯田 高	成蹊大学法学部准教授
理事	伊藤 秀史	一橋大学大学院商学研究科教授
理事	井堀 利宏	東京大学大学院経済学研究科教授
理事	岩崎 政明	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
理事	宇佐美 誠	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
理事	太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	落合 誠一	中央大学法科大学院教授
理事	加賀見 一彰	東洋大学経済学部准教授
理事	金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
理事	河上 正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
理事	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	岸本 哲也	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
理事	久米 良昭	政策研究大学院大学教授
理事	倉澤 資成	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
理事	小林 秀之	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
理事	清水 剛	東京大学大学院総合文化研究科准教授
理事	田中 亘	東京大学社会研究所准教授
理事	常木 淳	大阪大学社会経済研究所教授
理事	八田 達夫	政策研究大学院大学学長・教授
理事	林田 清明	北海道大学大学院法学研究科教授
理事	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
理事	深尾 光洋	慶應義塾大学商学部教授
理事	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
理事	福島 隆司	政策研究大学院大学教授
理事	細江 守紀	熊本学園大学経済学部教授
理事	増井 良啓	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	松浦 好治	名古屋大学大学院法学研究科教授
理事	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
理事	松村 良之	千葉大学法経学部教授
理事	村松 幹二	駒澤大学経済学部准教授
理事	森 昭夫	特定非営利活動法人日本気候政策センター(JCPC)理事長
理事	八代 尚宏	国際基督教大学教養学部教授
理事	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科准教授
理事	山崎 福寿	上智大学経済学部教授
理事	若杉 隆平	京都大学経済研究所教授
監事	畠中 薫里	政策研究大学院大学准教授
監事	松浦 以津子	南山大学法科大学院教授

【補足 理事の任期について】

下記によって、本年度改選された役員（理事・監事）の任期は、2010-2011 年度となる。

[経緯]

- ・ 2008 年度の会則改定により、会長任期を 2 年とした。
- ・ 2009 年度は、理事・監事の改選年度であったが、会長・副会長任期と理事・監事任期に不整合が生じてしまったため、2009 年度に限り、理事・監事の任期を 1 年に変更し、会長・副会長任期と理事・監事任期の整合を図った。
- ・ 会則第 16 条第 2 項の規定により、本年度改選役員の任期は 2010-2011 年度となる。

[概要]

2008 年度当時 会長任期についての会則改定

- ・ 1 名を会長、1 名を副会長とする。（第 13 条 3 号）
- ・ 会長及び副会長の任期は 2 年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第 28 条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。（第 16 条 1 項）
- ・ 第 16 条 1 項の規定にかかわらず、2007 年に新任された副会長の任期は 3 年とする。（経過措置）

運用

	2007 年度	2008・2009 年度	2010・2011 年度	2012 -
会長	八代氏（経済）	林田氏（法律）	鈴木氏（経済）	
副会長	林田氏（法律）	鈴木氏（経済）	古城氏（法律）	
副会長	鈴木氏（経済）		選挙で選任	
理事・監事	選挙で選任			

2005・2006 年度 理事・監事	2007・2008 年度 理事・監事	2009・2010 年度 理事・監事	2011・2012 年度 理事・監事
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

2009 年度改定 2009 年度理事の任期を 1 年とする会則改定

- ・ 第 16 条 2 項の規定にかかわらず、2009 年に選任された理事・監事の任期は 1 年とする。（付則追加）

運用

	2007 年度	2008・2009 年度	2010・2011 年度	2012 -
会長	八代氏（経済）	林田氏（法律）	鈴木氏（経済）	
副会長	林田氏（法律）	鈴木氏（経済）	古城氏（法律）	
副会長	鈴木氏（経済）		選挙で選任	
理事・監事	選挙で選任			

2005・2006 年度 理事・監事	2007・2008 年度 理事・監事	2009 年度 理事・監事	2010・2011 年度 理事・監事	2012 -
-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	--------

【連絡事項】

会長及び副会長の選挙、任期等についての規則（改正前）

2003年2月15日 理事会決

- 第1条 本規則は、法と経済学会会則（以下「会則」という）第14条の選挙について、会則第28条に基づき定める。
- 第2条 副会長は、理事会が作成した候補者のうちから、正会員の投票によって選出する。
- 第3条 前任の副会長が、翌年度の会長となる。
- 第4条 会長が任期途中で欠けたときは、副会長が会長となり、1期に限り、会長に再任される。

会長及び副会長の選挙、任期等についての規則

2010年7月11日 理事会決

2003年2月15日 理事会決

- 第1条 本規則は、法と経済学会会則（以下「会則」という）第14条の選挙について、会則第28条に基づき定める。
- 第2条 副会長は、理事会が作成した候補者のうちから、正会員の投票によって選出する。
- 第3条 副会長は、任期満了の後、新年度の会長となる。ただし会長就任日は、会則第21条第1項が定める通常総会開催日とする。
- 第4条 会長が任期途中で欠けたときは、前任の副会長が会長となり、1期に限り、会長に再任される。

（改正理由）

1. 現行の会則及び「会長及び副会長の選挙、任期等についての規則」（以下「選挙等規則」という）は、2年の任期を満了した副会長が、新年度4月1日付で会長に就任する旨を定めている。
2. この規定には、以下に示す問題点があると考えられる。
 - (1) 新年度4月1日に就任した新会長が、通常総会日の新副会長選挙結果開票までの間に、万が一、不慮の事故等により欠けた場合、会長職・副会長職とも空席となる。
 - (2) 会長は、2年間の任期満了の後も、事業報告案及び収支決算案を議案として提出する通常総会開催日までは、職務を行うことが適切とも考えられる。
3. このため選挙等規則を改正する。これにより、次の取り扱いとなる。
 - (1) 会長・副会長とも、2年の任期満了の後も、新年度の通常総会開催日前日までは、会則第16条4項の規定（「役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。」）により、職務を行う。
 - (2) 副会長は、2年の任期満了の後、新年度の通常総会開催日に新会長に就任する。
 - (3) これにより、通常総会開催日の選挙結果開票を経て就任する新副会長と、就任日が等しくなる。
4. なお、この規定は2012・2013年度の新会長就任より適用される。